

◎ 農業用ため池が被災するケースが多発するのに鑑み、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずる体制等を規定

【法令名】

農業用ため池の管理及び保全に関する法律

【掲載官報】	平成 31 年 4 月 26 日 号外第 87 号 10 ページ
【法令番号】	平成 31 年 4 月 26 日 法律第 17 号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※附則第 4 条の規定は、公布の日〔平成 31 年 4 月 26 日〕から施行
【法令のあらし】	<p>1 目的</p> <p>この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とすることとした。(第 1 条関係)</p> <p>2 農業用ため池の管理</p> <p>(一) 農業用ため池(国又は地方公共団体が所有するものを除く。(三)を除き、以下同じ。)の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく、農業用ため池の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととした。 (第 4 条第 1 項関係)</p> <p>(二) 農業用ため池の所有者は、(一)により届け出た事項に変更があったとき、又は当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。(第 4 条第 2 項関係)</p> <p>(三) 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備するとともに、当該データベースに記録された事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとした。(第 4 条第 3 項関係)</p> <p>(四) 農業用ため池の所有者(管理者を含む。以下「所有者等」という。)は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならないこととした。(第 5 条関係)</p> <p>(五) 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるこ</p>

ととした。(第6条関係)

(六) 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求めるとともに、市町村長と協力して、当該職員等に当該農業用ため池又は他人の土地に立ち入らせ、調査等をさせることができることとした。(第18条関係)

3 特定農業用ため池の指定等

(一) 都道府県知事は、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、関係市町村長の意見を聴いて、特定農業用ため池として指定することができることとした。(第7条関係)

(二) 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。(第8条関係)

(三) 市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法等、水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めることとした。

(第12条関係)

4 特定農業用ため池に係る防災工事の施行

(一) 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならないこととした。(第9条関係)

(二) 都道府県知事は、2の(五)の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなく当該勧告に係る防災工事の施行をしないとき、又は(一)による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事について必要な命令をすることができることとした。(第10条関係)

(三) 都道府県知事は、特定農業用ため池の所有者等が(二)による命令に係る防災工事を施行しないとき、特定農業用ため池の所有者等を確知することができないため2の(五)の勧告をすることができないとき等に該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができることとした。(第11条関係)

5 裁定による特定農業用ため池の管理

市町村長は、特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、当該特定農業用ため池の所有者(数人の共有に属する特定農業用ため池にあっては、2分の1を超える持分を有する者)を確知することができないときは、都道府県知事に対し、当該特定農業用た

め池の施設管理権の設定に関し裁定を申請することができることとした。(第13条関係)

6 経過措置

この法律の施行の際現に存する農業用ため池の所有者等は、この法律の施行の日から起算して6月を経過する日までに、2の(-)の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととした。(附則第2条関係)